

南丹市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月
南丹市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

南丹市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では担い手不足が深刻化、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進するため、南丹市農業委員会の指針として、具体的目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (2019年2月)	2,850ha	8.0ha	0.28%
3年後の目標 (2022年4月)	2,845ha	5.6ha	0.19%
到達目標 (2025年4月)	2,840ha	3.2ha	0.11%

※数値の考え方

「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」において現状（2019年2月現在）遊休農地面積8ha目標設定において5年後までに5割の遊休農地・耕作放棄地を解消する。 $(8\text{ha} \div 10\text{年} = 0.8\text{ha}/1\text{年減})$

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法第30条第1項の規定による「利用状況調査」と農地法第32条第1項の規定に基づく「利用意向調査」の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。
- 「利用意向調査」の意向を踏まえ、農地法第34条に基づく「農地の利用関係の調整」を行う。
- 利用状況調査の結果は「農地情報」としてHPにおいて公開するよう努め、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

- 「利用意向調査」で農地中間管理機構を利用する意思表示があった場合は、農地法第35条第1項に基づき「農地中間管理機構等による協議の申し入れ」等の手続きを行う。

③非農地判断について

- 「利用状況調査」の結果B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、地域別検討会で協議し、農業振興地域整備計画との整合性を図り、総会において「非農地判断」について審議する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (2019年2月)	2,850ha	399.4ha	14.01%
3年後の目標 (2022年4月)	2,845ha	411.4ha	14.46%
到達目標 (2025年4月)	2,840ha	423.4ha	14.90%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員、推進委員の連携により、集落や地域が抱える農業の問題を解決するため、「京力農場プラン」の作成・見直しの話し合いに積極的に参画する。

②農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、南丹市、農地中間管理機構等関連機関と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ利用調整を行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が可能な地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、担い手への権利設定や集積が困難な地域でも、南丹市や農地中間管理機構等関連機関と連携し、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなど地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入者の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入(個人・法人)	新規参入目標面積
現状 (2019年2月)	10経営体	3ha
3年後の目標 (2022年4月)	40経営体	12ha
到達目標 (2025年4月)	70経営体	21ha

※目標は累積の数値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○南丹市、京都府南丹農業改良普及センター、京都府農業会議等と連携し、南丹市内の農地借入れ意向のある参入希望者(法人を含む)の情報を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②農業委員によるフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む)が地域との繋がりを良好に保ち、安定した営農ができるよう継続的なサポートを行う。